

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和3年5月6日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
大阪狭山 第368号	株式会社杉山建設 杉山 竜二	東大阪市荒本一丁目8番14－115号	令和3年5月6日	令和8年5月5日
大阪狭山 第369号	松本設備 松本 重嗣	富田林市須賀三丁目8番7号	令和3年5月6日	令和8年5月5日